令和３年 10 月 19 日
病 院 経 営 本 部

地方独立行政法人東京都立病院機構に関する解明要求書への回答

要 求 事 項	回 答 案
日頃から都民医療の提供にご尽力されていることに敬意を表します。 第３回定例都議会において来年７月の地方独立行政法人設立に向けた議案（東京都地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例、地方独立行政法人東京都立病院機構定款について）が可決されました。 新型コロナウイルス感染症患者の積極的な受け入れを行い都民のいのちと健康を守るために懸命に取り組んでいる現場を顧みないものであり、断じて容認することはできません。 行政的医療を継続するためには都立病院を都立直営で充実させるべきであるという考えに変わりはありません。しかし、当局の検討状況などを明らかにするために下記の地方独立行政法人東京都立病院機構に関する解明要求を提出しますので誠意ある回答を求めます。	
1 新型コロナウイルス感染症が収束せず公立病院が果たすべき役割が重要になっている状況で、なぜ地方独立行政法人に移行する必要があるのか明らかにすること。	・各病院には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に合わせて診療体制をさらに強化し、多くのコロナ患者を受け入れるとともに、新型コロナ以外の医療にも引き続き対応していただいており、こうした難しい状況の中での職員の方々のご尽力に、改めて感謝申し上げる。 ・今後、感染状況に応じて、より機動的に対応することが必要であり、また、いつ起こるか分からない新たな感染症に備えるためにも、変化する医療ニーズにスピーディに対応できる体制が求められている。 ・また、団塊の世代が後期高齢者となり医療需要が大きく増大する 2025 年に向けた対応や、医療課題が一層深刻化することが想定される 2040 年代への早期の着実な対応など、医療提供体制の充実・強化は急務である。 ・こうした中、都民の医療ニーズに迅速・柔軟に対応していくことが必要だが、直営では、法令等の制約により、対応に時間がかかる等の課題がある。独法化は、こうした現在の制度を改革し柔軟な病院運営を可能とするための取組であり、法人独自の勤務制度等を構築することで人材の確保・活用等を機動的に進めることができる。 ・都民に必要な医療を確実に提供していくために、感染症対応を含め、機動的に対応できる体制を早期に整備する必要がある。このため、コロナ対応とともに、独法化の準備を進めていくことが必要である。

要　求　事　項	回　答　案
2　今後のスケジュールを明らかにすること。	・定款議決後に、中期目標などについて議決をいただく法定の手続き等があり、最終的には総務大臣の認可を受けて設立していくことになる。令和４年７月の設立を目指し、しかるべき時期に議会でご審議いただけるよう準備を進めていく。 ・職員関連のスケジュールとしては、10 月 14 日に、法人化を踏まえた身分の取扱に係る留意点を付した内容で、今年度の自己申告（中間申告）等に係る実施通知を各病院あて発出したところである。 　具体的には、令和４年４月に病院経営本部に所属している職員は、同年７月を目指している新法人設立以降、原則、移行／派遣職種の区分に従い、それぞれ身分移行または派遣により勤務することを示した上で、異動希望の有無などを確認する内容としている。 ・今後、例年の事務処理スケジュールに沿って、令和４年４月に向けた人事異動事務を進めていく。 ・なお、異動申告の実施に当たっては、職員に対して新法人の人事給与制度に係る直近の検討状況を明らかにすることが必要であると認識している。遅くとも今月末までに、昨年８月以降３回に分けて職員向けに公開してきた人事給与制度原案の内容を更新する予定である。